

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 2 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700447号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700304号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年9月頃から同年12月1日まで
② 平成4年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者期間が平成3年12月1日から平成4年3月1日までとなっているが、同社には平成3年9月頃から平成4年3月末日まで勤務したので、調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る人事記録(写し)及び厚生年金保険被保険者台帳(写し)を見ると、同社における請求者の入社年月日は「1991.12.1」、退職年月日は「1992.2.29」、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は「3.12.1」、同資格の喪失年月日は「4.3.1」と記されており、これらの資料の記載内容は、同社に係るオンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日と符合している上、同社は、「請求者は、請求期間①及び②において、当社に勤務しておらず、当該期間に係る請求者の厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

また、A社における請求者の雇用保険被保険者の資格取得年月日は平成3年12月1日、離職年月日は平成4年2月29日であり、請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日及び資格喪失年月日と符合している。

さらに、オンライン記録において、請求期間の頃にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、所在が判明した者に照会を行ったが、請求者を記憶している旨回答又は陳述した者はおらず、これらの者からも請求者の請求期間①及び②における勤務について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700448号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700305号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年9月1日から同年12月31日まで

請求期間について、A社C支店(現在は、B社C支店。以下「C支店」という。)にD職として勤務したにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る任用原議、同事業所の回答及びC支店から提出された請求者の履歴書により、請求者は、請求期間のうち、昭和53年9月1日から同年12月2日までの期間について、C支店にD職として勤務したことが推認される。

しかしながら、請求者の被保険者資格に係る社会保険事務所(当時)への届出について、請求期間当時に厚生年金保険の届出に係る事務を行っていたとするB社は、「確認できる資料が無く、請求どおりの届出を行ったか不明である。」、請求期間当時に給与計算に係る事務を行っていたとするE社は、「雇用期間が2か月以上(1月の勤務日数が20日を超えるものに限る。)ある者を厚生年金保険適用対象としているが、適用対象者全員について、厚生年金保険加入の届出が行われていたか不明である。」旨それぞれ回答しているところ、A社(当時)に係る被保険者原票において、請求期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、請求者に係る被保険者記録の欠落はうかがえないことから、請求者の被保険者資格に係る届出が事業主により社会保険事務所に行われたとは考え難い。

また、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について、「確認できる資料が無く、控除したか不明である。」、E社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料について、「保存年限を経過しており保管していない。」旨に加えて、E社は、請求期間当時のD職の厚生年金保険料控除に関する取扱いについて、「A社等の厚生年金保険の適用事業所から被保険者資格に係る届出を社会保険事務所に行った旨の報告が無かった場合は、厚生年金保険料を控除していなかった。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。